

土砂災害特別警戒区域内における 住宅建替時等の支援制度のご案内

◆ 目的・概要

土砂災害特別警戒区域（通称「レッドゾーン」）内では、住宅の建て替え等の際に土砂災害に対して安全な構造とするよう建築物の構造規制が行われます。

一方、県内の居住環境は、土砂災害のほかにも河川の増水・氾濫などによる浸水地域も多く、同一地域での安全な居住地の確保が難しいのが現状です。

そこで、レッドゾーン内で暮らし続けていく方々※3の安全性の向上と地域への定住を支援するため、建て替え等の際に必要となる防護壁等の追加費用の一部を補助します。

※3 事業実施主体の追加：（2025年4月1日付 高知県補助要綱改定）

①相続又は親族間の贈与・譲渡により、同区域指定以前から同区域に所在する住宅又は土地を所有し、若しくは借地する者

②河川の氾濫や津波の浸水区域が広範囲に及び地域等に居住し、特別警戒区域内のうち、地域内で相対的に安全な山際（高地）へ移転する者で、市町村が防災上の観点からやむを得ないと認めた者。

◆ 制度の内容

レッドゾーン内で住宅の建て替え等を行う際に、建築基準法に基づく構造方法により、

①外壁を強化した場合

②防護壁を設置した場合

に、その費用の一部を県と市町村が補助します。

補助金は、①②の延長に以下の基準単価を乗じて算出した額に、設計費341,000円／箇所を加えて算出します。

＜基準単価＞

① 121,000円／m

② 102,000円／m（高さ2m以下）

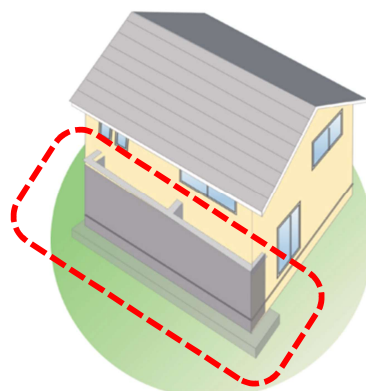
131,000円／m（高さ2m超）

＜補助対象となる構造強化の例＞

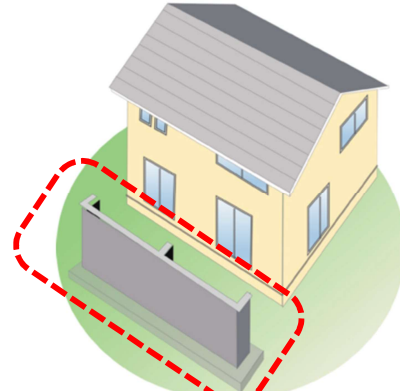
既存住宅の建替・増築、住宅の新築※一部要件有を対象

（住宅とは…戸建て住宅、共同住宅、店舗等兼用住宅）

①外壁を強化した場合



②防護壁を設置した場合



補助金の額 = 補助対象経費※1 × 3 / 4※2

（千円未満切り捨て・1戸当たりの限度額252万円）

※1 補助対象経費 = （基準単価 × 延長） + 設計費 注）算出した額が実績を超える場合は、実績額を補助対象経費とする。

※2 補助率 県1/2以下、市町村1/4以上

【補助金算出の例（延長10mの例）】

①外壁を補強した場合

{121,000(円/m) × 10m + 341,000(円)} = 1,551,000(円) [内訳⇒ 1,163,000(円) 388,000(円)]

（補助金 3/4）

（個人負担 1/4）

②防護壁を設置した場合（高さ3mの例）

{131,000(円/m) × 10m + 341,000(円)} = 1,651,000(円) [内訳⇒ 1,238,000(円) 413,000(円)]

（補助金 3/4）

（個人負担 1/4）

～補助金の手続き【概要】～

申請者

■ 交付申請書の提出

必要書類を添付して提出してください。

↑ 変更が生じた場合は、変更手続きが必要

■ 完了（実績）の報告

必要書類を添付して報告してください。

■ 請求書の提出

確定金額を請求してください。

補助事業の完了

市町村

● 交付決定通知

補助金を交付する旨を通知

↑ 変更手続きがあれば、変更決定通知

● 補助金確定通知

補助金の支払額の確定を通知

● 補助金の支払い

※手続きのおおまかな流れを記載しています。
詳しくは、要綱を確認いただくか、●窓口へお問い合わせください。

＜申請窓口・問い合わせ先＞

本制度は各市町村で申請を受け付けています。制度の導入状況や申請方法などは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

＜制度全般の問い合わせ先＞

高知県土木部防災砂防課

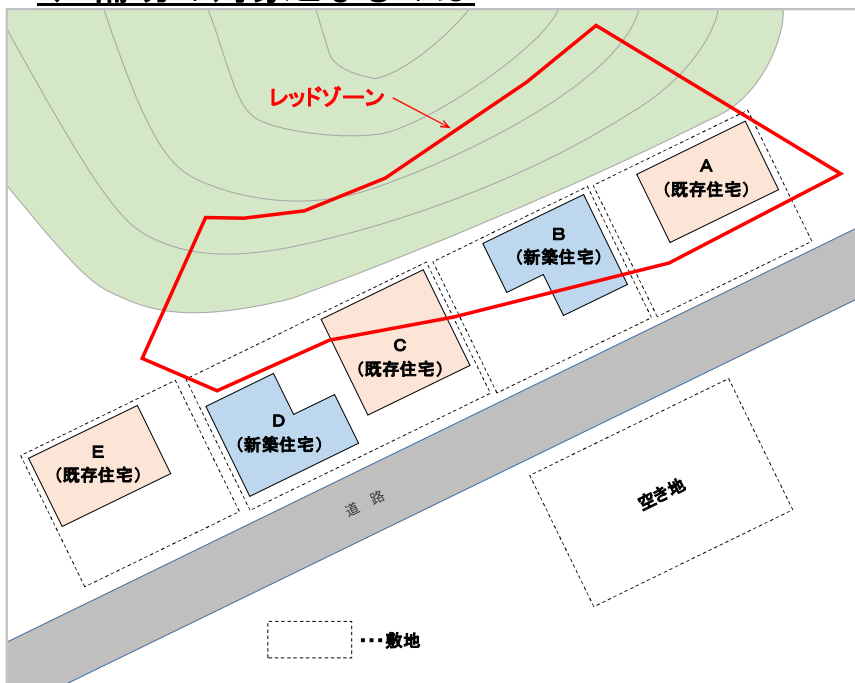
高知市丸ノ内1-2-20

088-823-9847

171501@ken.pref.kochi.lg.jp

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171501/>

◆ 補助の対象となるのは



<補助の対象になる場合>

- ① A、C（既存住宅）の建て替え
- ② A、C（既存住宅）の増築
- ③ Bの新築
- ④ CからDへの建替、Dの新築の際に予防のために外壁等を設置した場合

※1：補助事業の対象は、以下の(1)又は(2)の要件に該当する者
 (1) レッドゾーンの指定以前から区域内の住宅に居住する者
 (2) (1)以外の者にあつては、原則、レッドゾーンの指定以前から、当該住宅又は土地を所有し、若しくは借地する者
 ※2：④の場合は、レッドゾーンを含む敷地と同一の敷地内で行うものに限ります。

<補助の対象にならない場合>

- ⑤ E（既存住宅）の建て替え
- ⑥ A、C（既存住宅）が別の敷地で建て替えを行う場合

※3：⑥の場合は、「かけ地近接等危険住宅移転事業」の対象となる場合があります。詳しくは、お近くの市町村役場にお問い合わせください。

■ レッドゾーンの範囲を示した図面（公示図書）は、各土木事務所、県庁防災砂防課、各市町村役場で閲覧することができます。

■ また、県のホームページでも公表していますので、ご活用ください。

⇒ 高知県の土砂災害警戒区域等の確認はコチラから

・ パソコンから

URL：<https://d-keikai.pref.kochi.lg.jp/MapForm.aspx?mtype=1>

又は、

高知県 土砂災害

検索

→ 「高知県の土砂災害危険度情報」 → 「2 どこが危険なのかを知る」 → 「土砂災害警戒区域等マップを見る」

・ スマートフォンから

URL：<http://d-keikai.pref.kochi.lg.jp/sp/Top.aspx>

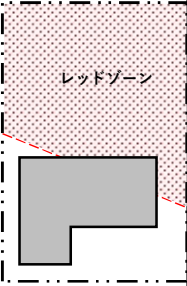
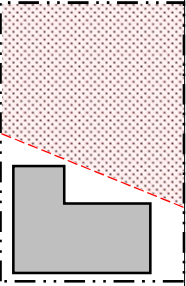
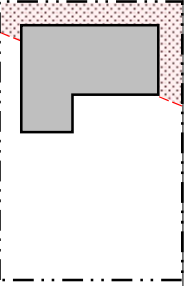
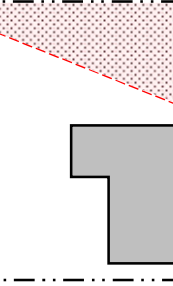
又は、



→ 「土砂災害警戒区域等マップを見る」

◆ レッドゾーン内の建築確認

- 都市計画区域では、建築確認の際に、土砂災害を防止・軽減するための基準（建築基準法施行令第80条の3）を満たしているかについて、確認を受ける必要があります。
- また、これまで確認を受ける必要がなかった地域（都市計画区域外）においても、確認が必要となる場合がありますので、ご注意ください。（右表参照）

配置計画		①	②	③	④
					
敷地に対する レッドゾーンの割合		過半		過半ではない	
建築物の位置		レッドゾーン内	レッドゾーン外	レッドゾーン内	レッドゾーン外
レッドゾーン内の 構造規定（施行令 第80条の3）	全ての 建築物	適用有	適用無	適用有	適用無
確認申請 手続き ※4	3号 建築物	必要	不要		
	都計外	必要			
	都計内				
	1～2号				

※4：2025年4月1日付け 改正建築基準法による改正

注意）都市計画法における市街化調整区域内での建替時では、レッドゾーンの解消が条件となる場合がありますので、ご注意ください。（別途各市町村にお問い合わせください）